

3. 地域主権の確立に向けた取組

I. 社会資本整備総合交付金（仮称）について

1. 趣旨

地方公共団体が行う社会資本整備について、これまでの個別補助金を原則廃止し、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金を創設する。

2. 交付対象

都道府県又は市町村

3. 対象事業

国土交通省が所管する住宅・社会資本整備に関する事業全般

- （政策分野別）
- ①活力創出基盤整備
 - ②水の安全・安心基盤整備
 - ③市街地整備
 - ④地域住宅支援

4. 交付率

現行の事業で適用される国費率を基本（対応する現行事業がない場合1/2）

5. 交付手続き

（1）社会資本総合整備計画の提出

- ・ 地方公共団体は、交付金の交付を受けて事業を実施しようとするときは、概ね3～5年を計画期間とする計画（分野毎）を策定し、国土交通大臣に提出。

（2）交付金の交付

- ・ 計画に基づき、単年度交付限度額を算定し交付金を交付

6. 使い勝手の向上、客観・透明性の向上等

（1）これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化

（2）計画（分野毎）に位置づけられた事業の範囲内で、自治体が国費を自由に充当可能

（3）客観性・透明性の確保（国民による評価やチェックの確保）

- ・ 各地方公共団体は、計画及びその進捗状況を公表
- ・ 計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表

注：継続事業については、交付金事業への移行に伴う経過措置を別途講じる

Ⅱ. 直轄事業負担金について

直轄事業負担金については、下記の方針のとおり対応。

1. 直轄事業負担金の維持管理分について

- ・直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、維持管理に係る負担金制度を全廃する法案を、通常国会に提出し、平成22年度から維持管理費負担金を廃止。
- ・ただし、直轄事業の事業量の確保を求める地方の声が強く出されているところであり、来年度の公共事業関係費を大幅に削減していることから、事業量の減少に配慮し、経過措置として、維持管理のうち特定の事業[※]に要する費用については、平成22年度に限り負担金を徴収（平成23年度には、維持管理費負担金を全廃）。

※ 関連法令において明確化。

2. 直轄事業負担金の業務取扱費について

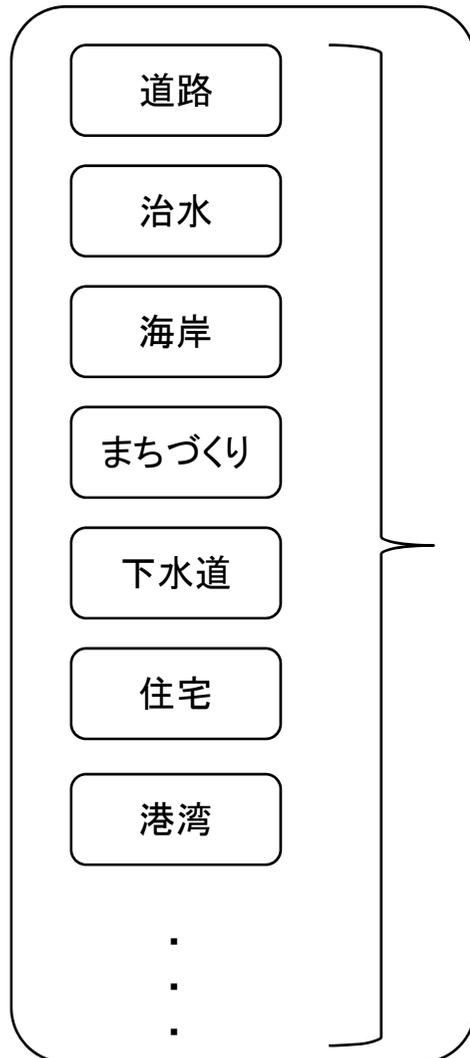
- ・直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、併せて公共事業に係る補助金の事務費も全廃。

3. 一級水系に係る流水占用料等の帰属の取扱いについて

- ・引き続き検討。

社会資本整備総合交付金（仮称）の基本スキーム（イメージ）

＜従来の補助金＞



↓
原則廃止

＜新たな交付金＞

（注）名称等は仮称である

